

北広島町農業委員会第35回総会議事録

- 事務局 (第35回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ：本日町長の農政所信を聞く)
- 事務局長 (報告：地域担い手ネットワークの設立状況報告等)

会長報告 本日欠席なし、議事録署名を11番委員及び12番委員にお願いする。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

- 会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案審議の前に資料の訂正をお願いします。議案5ページの譲受人の名を訂正してください。
また、取消願が3件出ていますので報告します。1件目は第21回総会での7番案件、2件目は第34回総会9番案件、3件目は同21番案件です。
- 3番 ただ今の報告の件の中の3件目の21番案件ですが、2426番は許可できないがその他については許可すると議決を得ていると思うがどうか。
- 事務局 一旦議案に乗せたものは全部取り下げてください、改めて出してくださいと解釈しているし、事務処理上ではこの形をとらせていただきたい。
- 会長 一部訂正した許可書を発行することが妥当かどうかの課題があるため精査する必要がある。
- 事務局 (番号1番議案を読み上げる。)
- 15番 5月14日に譲受人と面談しました。譲渡人は町外に居住しており管理に非常に困っておられ、譲渡人は機械・労働力いずれもあります。農業経験もあり許可相当と判断いたしました。
- 会長 番号1番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良い

と思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

12番 （補足説明）譲渡人は高齢で後継者もおらず、周辺の土地の管理ができないということです。申請の農地は地元法人に預けておられるが転作管理地になっており、周辺の農地の管理は中山間の所得補償も本人に支払っており、あくまで譲渡人で責任を持って管理することになっていた。これでは先々で難しくなるということで近所の譲渡人との売買が成立したものです。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

6番 法人とは利用権設定がされていたであろうが合意解約されたのか。

12番 一旦合意解約はされました。

会長 他にご意見ご質問等はありませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

7番 （補足説明）この案件は、前回取り下げになり再度申請された案件です。5月15日に再度現地を確認しました。現場はよく整備され現在麦が栽培されています。譲渡人は農機具も保有され、永年地域の農業にも貢献されています。また譲渡人とも2度目の面談を行い、どうしても管理できなくなったら地元の方に譲りたいといった譲渡人の父の意向もあり、何ら支障となるものはないと考える。

会長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 譲受人は年齢が80歳ですが、後継者がおられるのですか。

7 番 息子さんがおられ同居されていますので問題ないと思います。

3 番 前回の議決の内容はどうだったのか。

7 番 保留となり議決はされていません。

会 長 他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 (補足説明) 申請地の隣接地1792番地が譲受人の所有耕作地です、現況は休耕地で管理は譲受人が長年にわたって草刈りをされてきた。この土地は近くにある譲受人の1790-1の畑に隣接する山林字の原野の土地と等価交換されるとのことです。今回の件は譲渡人が親族の所に住居移転するということで土地の整理をする中での土地の交換となったものです。譲受人は農業経験40年で、年間150日以上に従事実績もあり、今後は野菜の栽培をされるということで周辺の影響も問題ないので許可相当と考えます。

会 長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

14 番 等価交換ということですが、山林の面積はいくらですか。

3 番 本人に聞いたのですがわからないということです。それ以上聞いていません。

会 長 他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 1 番 (補足説明) 譲受人の代表者とあつて現地を案内していただいた。申請地は事務所の左上が相当すると言われ、一筆ごとの調査はできませんので譲受人の言われることを持って調査に代えさせていただいた。現在も譲渡人に貸与して営農をしていただいているので、何ら問題はないと判断しました。

会 長 この件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

1 9 番 申請地は地目山林となつていても牧草なので委員会に諮ることになるのですか。

会 長 はい、農地法の場合は現況主義で、現況が採草放牧地となつていますので対象となります。

1 4 番 現地は現在工事をされていますが、どういう工事なのでしょう。

2 1 番 わかりません。

会 長 何らかの懸念があるということで、担当委員さんには調査をお願いしておきます。

会 長 他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 1 番 (補足説明) 申請地は取り下げ保留となつた農地です。近所に引き受けて耕作してやろうという方がおられることを説明して、今回の贈与という形での申請となりました。許可相当と思います。

会 長 番後6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

会 長 今、事務局から前回の会議録を見せていただきましたが、事務局の説明で、「今回は取り下げの方向で申請者には話をさせていたでいる、今回は保留とさせていただき、改めて次回に3条と非農地証明申請書を出していただくよう話をさせていたでいる」ということで皆さんには保留ということで挙手をいたでいております。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

19番 (補足説明)先週15日に10番委員とともに申請者を訪問し、そのお母さんと面談しました。譲渡人と譲受人は祖父と孫との関係です。新たに住居を建てる場所を探していたが適当な所がないということで、申請地にある納屋兼住居を壊して新築することとなりなした。現在の建物が築約40年経過しているが、今回敷地が農地だったことが判明し、始末書を添えて今回の申請となりました。許可相当と判断しました。

会 長 番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3番 (補足説明)この申請地については、昨年3月総会7番案件で許可しておりましたが、銀行の融資が受けられなくて取り下げとなった案件です。当然譲受人は変わり中身も変わっております。西側隣接の土地も昨年2月総会14番案件で許可している案件で、境

界の画定ができず一年以上着工はされておられません。今回の譲受人の会社とグループ会社ということです。申請書では着工完了まで18か月ということで長いのではないかと問い合わせたところ、水道敷設の関係で長くなるのではないかとのことでした。申請地は周りが道路に囲まれ、隣地農地も5条案件であること等、隔地になっているので周辺農地の営農には何ら影響はないと思われまますので許可相当と考えています。

会 長 番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 (補足説明) 5月19日に7番委員と現地調査をしました。申請地の2筆は一枚になっております。譲受人は従業員増加に伴い駐車場が手狭となったこと、将来の工場増設にも対応するため購入することとしたものです。譲渡人は高齢で管理が困難になり、遠方に居住し帰ってくる見込みもないということです。周辺農地への影響もないため許可相当と考えます。

会 長 番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17番 (補足説明) 5月20日に現地確認を行った。現地は譲受人の寺があり、駐車場が手狭で保育所もあり駐車場の確保を望んでおられました。周辺農地への影響もないため許可相当と考えます。

- 会 長 番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。つづいて番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 21番 (補足説明) この件はもともとお父さんの代に訳もわからず家を建ったとのこと。今回土地の調査をする中で分かったとのこと。何年も前から建物の下地になっているということで周辺農地への影響もないため許可相当と考えます。
- 会 長 番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 非農用地証明申請について

- 会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 6 番 (補足説明) 今月15日に会長とともに現地確認をしました。現地は55年頃から耕作放棄されたとあるが、代が変わっておりますので減反政策が始まった頃から、また水も悪いところですので耕作放棄地になったのではないかと思います。現地は石垣もあり何枚かになっていますが、国土調査で一筆となっていました。復元できるような状況ではないので非農地が相当と考えます。
- 会 長 番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17番 (補足説明) 5月20日に現地を確認しています。木材業者に土地ごと売ることになったがその中に農地があることが判明したため、地目変更して売り渡すそうです。現地は原野化し非農地化は妥当だと思います。

会 長 番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7番 (補足説明) この件は番号3の案件とともに先月の34回の総会で保留となった案件です。5月15日に16番委員とともに現地へ確認に行きました。申請地は周辺一帯が山林化した農地で、有害鳥獣の出入りが多いところであり非農地化は妥当と考えます。

会 長 番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

21番 (補足説明) 前回保留となった案件で、現地は4月16日に3番委員と見ていますので今回は調査していません。前回の審議で委員さんのご理解を得ていますので許可相当と考えます。

会 長 番号15番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6番 (補足説明) このたび申請人が地元法人に機構を通して農地を預けるということで周辺農地は整理しないといけないということで申請された案件です。5月15日に会長と現地を確認しました。いずれも荒廃しており原状回復の状況には至りませんので非農地化やむなしという判断をいたしました。

会 長 番号16番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行することについて賛成の方は挙手願います。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 4号議案について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。4号議案について可として意見を述べてよいと思われる方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を述べることに決定しました。

会 長 以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩